

## 『会員による会員特典PR事業』に関する基準

### 1. 名称

会員による会員特典PR事業

### 2. 目的

会員の特典となるサービス等を会員相互で提供し合うことにより、会員の販売促進やイベント機会を創出するとともに、会員の福利厚生等の充実を図ることを目的に実施する。同時に、会員拡大に寄与することを目的とする。

### 3. 基準

会員が会員のために実施する、割引き等のサービス提供でなければならない。したがって、その内容は『提供を受ける会員が何らかのメリットを得られる』ことが必須である。また、一般を対象としたサービス等とは異なったサービスでなければならない。

### 4. 申請

サービス等を提供しようとする会員は、指定様式（様式1）により承認申請をしなければならない。

### 5. 承認

承認申請に基づき商工会長の決済をもって承認する。  
ただし、事務局長の代理決裁をもって承認することができる。

### 6. 周知

承認されたサービス等は、次のメニューによりPRされる。  
ただし、原則としてサービス提供者の希望により行うこととする。  
※ 当サービス終了・変更に伴い設置チラシ等の撤去やチラシ同封サービスを中止する場合がある。

#### ① 商工会窓口へのチラシ等設置

※無料

※B4 三ツ折サイズ以下で製作費はサービス提供者の負担。

#### ② 会員宛郵送物へのチラシ等の同封

※B4 サイズ以下で製作費はサービス提供者の負担。

※サイズに関係なく（B4 サイズ以下）1回1枚とし、3,000 円の費用負担を請求する。ただし、B4 サイズの場合は2 つ折とする。

※発送時期は不定期。（期日指定は不可）

### 7. その他

上記の他、不測の事案等については商工会長の決するところにより決定する。